

びん・缶・ペットボトル選別等業務委託仕様書

1 業務委託名

びん・缶・ペットボトル選別等業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(選別等業務及び支払対象期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで)

3 引取場所

(1) 所在地 門真市深田町 19 番 5 号

(2) 名 称 門真市クリーンセンター

4 引取品目

(1) びん・缶

空きびん、空き缶（一斗缶未満で簡易ガスボンベ及びスプレー缶の空き缶を含む。）

(2) ペットボトル

5 業務内容

(1) 業務概要

受注者は、門真市クリーンセンター内のストックヤード（一時保管場所）に集積された引取品目を搬出し、これを受注者自らの選別施設に運搬、保管の上、選別品目ごとに、スチール、アルミ、ガラスびん（無色、茶色、その他の色）、ペットボトルの処理等を行うものとする。

処理については、ガラスびん（その他の色）は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「指定法人」という。）が定める引取基準に基づき適切に処理を行い、指定法人が引き取るまでの間、保管することとし、他の選別品目については、受注者が責任を持って再商品化を行うこと。

(2) 年間処理予定数量

ア びん・缶 約 767 トン

イ ペットボトル 約 648 トン

（予定数量のため、増減することがある。）

(3) 令和 7 年度選別実績（門真市処理実績）

ア スチール 141 t

イ アルミ 41 t

ウ	ガラスびん無色	127 t
エ	ガラスびん茶色	182 t
オ	ガラスびんその他の色	58 t
カ	ペットボトル	414 t
キ	ガラス残渣	228 t

(上記ア～キの実績については令和7年度の実績であり、令和9年度の選別量を担保するものではありません。)

(4) 引取作業

引き取りについては、本市の収集業務に支障のないように、本市が指定する曜日及び時間とし、ダンプ車及びパッカー車等で行うこと。

表1が本市の引取品目別搬入曜日及び時間となるため、本市搬入業務と交錯しないように、びん・缶については月曜日から金曜日まで（祝日を含む。）の午前9時から正午までの間に引き取ることとする。ペットボトルについては、水曜日を除く月曜日から金曜日まで（祝日を含む。）の午前8時30分から午後4時まで（正午から午後1時15分までを除く。）の間に引き取ることとする。

また、引き取り（搬出）については、集積された引取品目ごとに、本市クリーンセンター内の計量機で計量の上、引き取ることとする。

なお、年末年始の引き取りについては、別途協議とする。

表1 引取品目別搬入曜日及び時間

	月	火	水	木	金
びん・缶 (午後1時15分～ 午後4時)	○	○	—	○	○
ペットボトル (終日)	—	—	○	—	—

※ スtockヤードからの回収については、びん・缶は月曜日から金曜日までの週単位で、ペットボトルは木曜日から火曜日までの週単位で全量回収に努めるものとする。なお、発注者が特に事情があると認めた場合は、この限りではない。

(5) 積込作業

びん・缶及びペットボトルの積込作業については、受注者が用意する重機等により受注者が行い、積込時にごみが飛散した場合は、受注者において清掃を行うこと。

(6) 残渣処理

受注者は選別処理後に生じた可燃残渣（収集袋等）については、発注者の

承諾を得た後、受注者が本市クリーンセンター内の指定する場所に4トン車以下の車両により、月曜日から金曜日まで（祝日を含む。）の午前8時30分から午後4時まで（正午から午後1時15分までを除く。）の間に搬入することとする。

なお、年末年始の搬入については、別途協議とする。

また、不燃残渣については、受注者が再資源化を行い、適正に処理することとし、原則、本市への返却は認めないものとする。

(7) 引取及び積込車両

引取車両（ダンプ車及びパッカー車）等及び積込車両等の使用については、操作資格を有する者が運転操作を行うこと。

クリーンセンター内は、収集車等の通行車両や積込車両等が多く、交錯する可能性が非常に高いため、使用する車両については接触事故や保管場所を考慮し、本市の承諾を得た車両を使用するものとする。

(8) 保管施設

ア 保管対象品目については、最低でも10t車1台程度保管できること。

イ 分別基準適合物としての品質が保持できること。

ウ 本市保管分が明確に区分されていること。

(9) ペットボトルの再商品化

受注者は、ペットボトルの再商品化に当たり、環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理し、日本国内にて再商品化を行うこととし、再商品化事業者名及び再商品化手法の報告書を提出すること。

また、当該報告書は本市ホームページで公表するため、処理後引き渡す再商品化事業者の承諾を得ること。

6 業務確認

受注者は、毎月の業務完了後、速やかに業務完了報告書、選別施設で処理したスチール、アルミ、ガラスびん（無色、茶色、その他の色）、ペットボトル、残渣等の量及び再商品化事業者を発注者に報告書として報告する。報告書の提出に際しては、再商品化事業者へ引き渡し時の計量票を添付すること。

発注者は、業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に業務完了の確認検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

7 関係書類の提出

受注者は遅滞なく次の書類を提出すること。

(1) 委託業務着手届

(2) 業務主任者通知届

- (3) 委託業務組織届
- (4) 委託業務完了届
- (5) その他発注者が必要とする書類

8 受注者の責務

受注者の業務における責務は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、業務遂行に当たり、善良な立場で、衛生的で効率的な運営に努めるものとする。

業務遂行に当たり関係法令を遵守するとともに、この契約等に基づき業務を履行するものとする。

- (2) 受注者は、現場作業の秩序を保ち、誠意をもって業務を実施するとともに、施設の事故、故障、災害、盗難等の防止に努めるものとする。万一事故等が発生した場合には、速やかに発注者に連絡を行い、早急に原状復帰を行うこと。
- (3) 受注者は、業務履行に際し、故意または過失が原因と判断された事故等が発生した場合には、その責任の一切を負うものとする。
- (4) 受注者は、クリーンセンター内作業に際し、本市と安全作業について協議の上、業務開始までに作業手順を作成すること、また、作業手順に基づいた安全教育を従事者に実施すること。

9 関係法令の遵守

- (1) 受注者は、業務遂行に当たり以下の法令等を遵守すること。

- ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
- ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
- エ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
- オ 道路交通法
- カ 労働基準法、労働安全衛生法、労働災害補償保険法、その他関連法
- キ その他関連法令等

- (2) 受注者は、交通事故、車両火災、労働災害、その他不測の事態が発生した場合は、直ちに適切な処置を行うとともに、関係者に誠意を持って対応すること。

受注者は発注者に直ちに状況を報告すること。最終的な結果についても、発注者に報告するとともに、再発防止策を講じ、発注者の承認を得ることとする。

10 従事者の届出

業務従事者及び運搬業務従事者の配置は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、業務遂行に必要な能力を有する人員を選任すること。
- (2) 受注者は、業務遂行に当たり、適正に配置し、業務に支障をきたすことのないよう努め、従事者の労務管理等に万全を期すること。

- (3) 運搬業務従事者は届出を行い、変更がある場合には、速やかに発注者に報告すること。

11 労務管理

- (1) 受注者は、運転業務従事者に対し、業務従事前アルコール検知器を使用して酒気を帯びた状態でないこと、運転免許証を携帯していること及び免許停止、取消し等の処分を受けていない事を確認し、該当する場合は、運転業務に従事させてはならない。
- (2) 受注者は、業務従事前業務従事者の健康状態により、業務遂行に支障がある場合は、業務に従事させないこと。
- (3) 受注者は、業務従事者の労務管理等に当たって、労働関係法規等を遵守すること。

12 受注者の負担する費用等

受注者の負担は、次のとおりとする。

- (1) 運搬車両、積込車両及び運搬等経費
- (2) 消耗品、備品、設備及び施設
 - ア 作業服、防寒服、作業用安全保護具等
 - イ 全帽、皮手袋、ゴム手袋等
 - ウ 救急箱
 - エ その他業務履行上必要なもの

13 疑義

本仕様書等に定めのないもの及びその他疑義を生じた場合は、双方協議の上、決定する。